入札公告の訂正

平成25年５月16日
契約担当役
独立行政法人国立高等専門学校機構
熊本高等専門学校事務部長　米澤　　宏

◎調達機関番号　593　◎所在地番号　43

○第１号（微量金属元素一斉分析システム（ＩＣＰ質量分析装置）　一式）

１　掲載日　平成25年４月11日（号外政府調達第67号36頁～37頁）

２　訂正内容　３⑷中「平成25年７月９日14時00分」を「平成25年６月27日15時00分」に訂正する。

○第２号（５軸マシニングセンタ　一式）

１　掲載日　平成25年４月11日（号外政府調達第67号37頁）

２　訂正内容　３⑷中「平成25年７月９日15時00分」を「平成25年６月27日16時00分」に訂正する。

入札公告の訂正

平成25年５月16日
大学共同利用機関法人
情報・システム研究機構長　北川源四郎

◎調達機関番号　416　◎所在地番号　13

１　掲載日　平成25年４月26日（号外政府調達第78号）

２　訂正内容　113ページから114ページ掲載の第12号中、１⑷　納入期限「平成25年10月31日」とあるのを「平成26年３月31日」に、５⑷　Delivery period 「By 31, October, 2013」とあるのを「By 31, March, 2014」に、それぞれ訂正します。

入札公告の取消

平成25年５月16日
国立大学法人佐賀大学長　佛淵　孝夫

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　41

○第６号

平成25年４月16日付（号外政府調達第70号50ページ）掲載の入札公告第６号「生体情報管理システム　一式」を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年５月16日
支出負担行為担当官
北陸農政局長　齊藤　政満

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　17

１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　九頭竜川下流（二期）農業水利事業　高椋新江２号用水路内田工区建設工事
⑶　工事場所　福井県坂井市丸岡町内田地内他
⑷　工事内容　本工事は、国営九頭竜川下流農業水利事業計画に基づき、かんがい用水を供給するため管水路を造成するものである。
施工延長　Ｌ＝1,456.133m
泥土圧式シールド（外径φ1,940㎜）
トンネル構造　Ｌ＝1,370.463m
一次覆工　鋼製セグメント　外径φ1,800㎜　内径φ1,644㎜
二次覆工　ＦＲＰＭ管　４種薄肉管　φ1,350㎜　鋼管（ＳＴＷ400、ＳＭ490）φ1,350㎜　ｔ＝10～16㎜
開削部（上流部）Ｌ＝80.420m
ＦＲＰＭ管　内圧４種管　φ1,800㎜
鋼管（ＳＴＷ400）φ1,800㎜　ｔ＝12㎜
鋼管（ＳＴＷ400、ＳＭ490）φ1,350㎜　ｔ＝10～16㎜
開削部（下流部）Ｌ＝5.250m
鋼管（ＳＴＷ400、ＳＭ490）φ1,350㎜　ｔ＝７㎜
⑸　工期　平成28年３月11日まで
⑹　使用する主要な資機材
ＦＲＰＭ管　内圧４種管　φ1,800㎜　Ｌ＝62m
ＦＲＰＭ管　４種薄肉管　φ1,350㎜　Ｌ＝894m
鋼管（ＳＴＷ400、ＳＭ490）ｔ＝７～16㎜　φ1,350㎜　Ｌ＝258m
鋼管（ＳＴＷ400）ｔ＝12㎜　φ1,800㎜　Ｌ＝８m
鋼製セグメント　外径φ1,800㎜　内径φ1,644㎜　Ｌ＝1,370m
泥土圧式シールド掘進機　掘削外径φ1,940㎜　１式
⑺　本工事は、下記内容の対象工事である。
①　入札時に技術資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（標準Ａ－Ｉ型総合評価落札方式）の工事である。
②　品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。
③　品質・安全等が確保されないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
④　北陸農政局が定める「低入札価格調査対象工事に係る対策について（平成18年７月12日付け北陸農政局整備部長名）」に基づき実施する低入札価格調査対象工事に対する試行工事である。
⑤　契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の工事である。ただし、入札時ＶＥの提案範囲は対象としない。
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
⑼　本工事は、入札説明書の交付、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、受領に係わる確認及び入札について原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）により行う対象工事である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式に変えることができる。
⑽　本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

２　競争参加資格
次に掲げる⑴から⑿の全ての条件を満たしている者、若しくは条件を満たしている二者又は三者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、共同企業体にあっては北陸農政局長から共同企業体として資格認定を受けた者であること。
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　北陸農政局における対象工事種別に係る平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格を付与されている有資格者のうち、土木一式工事の認定を受けている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　北陸農政局における「土木一式工事」に係る平成25・26年度一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,250点以上であること。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員は、客観点数が1,150点以上であること。上記⑶の再認定を受けた者にあっては、当該再認定後の客観点数が要件を満たしていること。